

## 理事会の運営に関する規程

### (権能)

第1条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第2条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき。
- (2)理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

### (招集)

第3条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 すべての代表理事が欠けたとき又はすべての代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしな



なければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(議決)

第4条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第5条 理事会の議事については、法令で定めるところより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

附則

この規程は、2020年3月14日から施行する。